

注意事項

1 活動内容について

- (1) 国が示す社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドラインや各競技団体が定める感染拡大予防ガイドライン等に基づき、実施すること。
- (2) 活動中は、密集（十分な距離をとって活動するなど）、密接（タオル・飲料の共用を避けるなど）を避けるほか、屋内では、密閉（窓を開けて実施するか、30分に1回程度、5～10分の換気を行うなど）を加えた「3つの密」を避けること。
- (3) 屋外、屋内の利用ともに、同一時間帯での活動人数が50人を超えないように調整すること。
- (4) 他団体との交流を控えること。

2 次のいずれかに該当する方は、学校施設に立ち入らせないこと

- (1) 37.5℃以上の発熱がある場合
- (2) 体調が良くない場合（咳やのどの痛みなどの風邪の症状がある、だるさ・息苦しさがある、嗅覚や味覚の異常があるなど）
- (3) 同居家族や知人に新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方がいる場合
- (4) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

3 施設利用時に以下のことを実施すること

- (1) マスクを持参すること（着替え時等のスポーツを行っていない場合や会話をする際はマスクを着用すること）。
- (2) こまめな手洗い、アルコール消毒等による手指消毒を実施すること（アルコール消毒液等は団体が持参すること）。
- (3) 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと。
- (4) 活動場所以外には立ち入りしないこと。
- (5) 活動に使用しない器具や遊具、備品等に触らないこと。
- (6) 更衣室は、密となる可能性が高いことから、極力、着替えは行わない等により、更衣室の使用を控えること。
- (7) 各自でごみの持ち帰りを徹底すること。団体代表者は、ごみの置忘れや忘れ物がないか確認し、退出すること。
- (8) 利用前後に、複数の利用者が触れる部分（ドアノブ・スイッチ・蛇口・トイレのレバーなど）をエタノール消毒液や界面活性剤などで消毒作業を行うこと（消毒に必要な消毒液や用具については団体が持参すること）。
- (9) 体育館においては、利用前後に床のモップ掛けを行うこと。

4 利用者等の把握について

- (1) 団体代表者は、利用者（見学者を含む）全員の氏名・体温等の情報を一覧にした名簿を作成し、体調を把握すること。
- (2) 団体代表者は、作成した名簿を1か月間保管し、必要に応じて市及び学校への情報提供に協力すること。
- (3) 利用者（見学者を含む）の中で、利用後2週間以内に新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者が発生した場合、感染者又は濃厚接触者は団体代表者を通じて、速やかに市へ報告すること。

5 その他

- (1) 団体代表者は、施設利用時に利用状況・消毒チェックシートを記入し、月末に市に提出すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、再開日等の見直しが行われることに了承すること。
- (3) 団体内で新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、当該団体への貸出の停止について了承すること。
- (4) 新型コロナウイルスの発生により、学校施設を閉鎖した場合は、貸出の停止について了承すること。